平成２５年（フ）第６７９号
京都市中京区西ノ京笠殿町５－６
破産者　株式会社サパ
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２６３号
広島県福山市南手城町１丁目３番40号
破産者　有限会社アップストーン
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２６４号
大阪府岸和田市田治米町305番地の１　グラン・オリゾンＡ102号、開始決定時の住所岡山市北区鹿田町１丁目４番８号1301号
破産者　石橋　賢治
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２８号
熊本県山鹿市新町401番地
破産者　株式会社ＭＫＫ
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２５年（フ）第９５号
神奈川県横須賀市本町１丁目２番地５
破産者　株式会社黒川スポーツ
１　決定年月日　平成25年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２２９号
山梨県甲斐市万才280番地
破産者　株式会社エスペランサ
１　決定年月日　平成25年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３０号
山梨県甲斐市万才280番地
破産者　有限会社甲府エスペランサ
１　決定年月日　平成25年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２８５号
千葉県市川市塩焼２丁目２番62号
破産者　小笠原勝代
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４１５号
千葉県船橋市芝山６丁目36番６号　第３メゾンタケ101号
破産者　高村眞一郎
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５６０号
千葉県船橋市市場４丁目13番14―303号
破産者　國井　広志
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５９９号
千葉県船橋市市場４丁目13番14―303号
破産者　有限会社英語エンターティメント
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９３４号
千葉県船橋市海神１丁目12番９号　第３木春荘203号
破産者　檜垣　好和
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２１号
千葉県香取市北３丁目６番地９
破産者　齋藤電気工事株式会社
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２５年（フ）第２２号
千葉県市川市東菅野４丁目34番２号　ハイツときわ201、破産手続開始決定時の住所千葉県香取市岩ケ崎台10番地７　コーポスワン201号
破産者　齋藤　淳一
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２４年（フ）第４１２号
愛知県知多市八幡字平井156番地の２
破産者　有限会社サトワキ重機
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２号
愛知県小牧市大字舟津字久保寺862番地の１
破産者　株式会社宮本
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５１８号
愛知県愛西市立田町鯉ケ平115番地
破産者　株式会社孝士
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６３３号
名古屋市熱田区森後町７番10号
破産者　マルシン警備保障株式会社
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５１２号
神戸市中央区山本通２丁目９番13号北野アレイ
破産者　有限会社セ・エム・アッシュ
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２９号
兵庫県神戸市垂水区多聞台２丁目11番10―103号、開始決定時の住所山口県美祢市豊田前町麻生下10
破産者　吉田　記代
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第１１号
香川県観音寺市出作町1063番地１
破産者　香川ゼネラルフーズ株式会社
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２５年（フ）第６３３号
熊本市西区田崎町484番地
破産者　有限会社玉子屋坂本商店
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係